

第 8 0 回国民スポーツ大会宿泊基本方針

第 8 0 回国民スポーツ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊及び食事については、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、次の方針に基づき提供する。

1 宿 舎

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として、会場地市町村内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館で大会参加者の収容が困難な場合は、その実情に応じ、関係機関、団体等と協議のうえ、公共施設、民家等及び近隣市町村の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により支障があると認められる宿舎は利用しない。

2 配 宿

- (1) 選手・監督及び競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況を考慮し、会場地市町村が行う。
ただし、近隣市町村の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く大会参加者の配宿は、県と会場地市町村が協議して行う。
- (2) 選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (3) 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別に
する。

3 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体と協議のうえ、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

4 食 事

大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、肥沃な大地と豊かな海で育まれた青森県の新鮮で高品質な農林水産物を利用した郷土色豊かなものを提供する。